

静岡県告示第504号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年7月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1－（ベンゾ[d][1,3]ジオキソール－5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類（通称名Cypu ty l o n e、N－C y c l o h e x y l m e t h y l o n e）	令和7年7月4日
2－{2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N－エチルエタン－1－アミン及びその塩類（通称名N－D e s e t h y l e t o n i t a z e n e）	令和7年7月4日
（8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名1 T－A L－L A D）	令和7年7月4日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。